

## 木谷藤右衛門家と福井藩関係文書

長山 直治\*

はじめに

1. 木谷藤右衛門家文書の所蔵と研究状況
2. 『木谷藤右衛門家文書目録』の構成
3. 木谷藤右衛門家の概略
4. 福井藩への調達と福井藩関係文書

おわりに

### はじめに

2006年3月に、石川県内灘町教育委員会から『木谷藤右衛門家文書目録』<sup>1)</sup>が刊行された。木谷藤右衛門家は、近世中・後期における加賀藩最大の豪商であり、その文書は、内灘町教育委員会所蔵分以外にも数か所で所蔵されているが、同教育委員会所蔵分が最も多い。これまで内灘町教育委員会所蔵木谷藤右衛門家文書についてはその全容が明らかでなく、今回の目録作成によって初めて福井藩に関わる文書が最も多いことが明らかになった。そこで、同文書における福井藩関係文書の概要について紹介したいと思うが、以下、1. 木谷藤右衛門家に関わる文書全体の所蔵状況と同文書の研究状況、2. 今回刊行された『木谷藤右衛門家文書目録』の概要、3. 木谷藤右衛門家の略史、4. 福井藩への調達と福井藩関係文書の概要、に分けて記述する。

本稿は、2006年2月12日に開催された福井県史研究会で報告した内容をもとに、大幅に加筆、補正したものである。

### 1. 木谷藤右衛門家文書の所蔵と研究状況

内灘町教育委員会所蔵の木谷藤右衛門家文書は、金沢市粟崎町の故角島一治氏から寄贈されたもので、角島氏の父の代に、同文書を管理していた木谷藤右衛門家の分家木谷吉次郎氏から譲られたという。その点数は、今回、目録に収録した点数では4336点であるが、後述の、上多扇園（津太郎）氏が整理したときの点数は5753点とされている<sup>2)</sup>ので、約1400点ほどの差があり、その違いは不明である。

内灘町教育委員会所蔵の木谷藤右衛門家文書以外に、同家の文書は4か所で所蔵されていることが確認でき<sup>3)</sup>、まず、角島氏と同様に木谷吉次郎氏から譲られ伝来されているものに、酒本正博氏所蔵文書がある。内容は、葬儀・結婚・出生など冠婚葬祭関係の長帳類などが約90点、祝儀音物の目録類が約70点あり、時期は天明7年（1787）から大正10年（1921）に及ぶ。

木谷吉次郎氏が管理した以外に、木谷藤右衛門本家に伝えられた文書である、木谷哲郎家文書があ

---

\* 元金沢市史専門委員

り、14点を数える。そのうち注目されるのは、明治末、木谷本家の手代であった木谷政次郎がまとめた「累世記録・天」「累世記録・地」「代々法名記録」「別家記録」「亦別家記録」「手代人名録」の記録類で、木谷家の家系・各代の経歴、一族の系譜などを知るには便利である。このうち、「累世記録」は木谷本家の公私の記録で、初代から13代まで、大正9年(1920)までの記載がある。これまでの木谷藤右衛門家の研究は、多くは同書に依拠している。また、記録類以外に近世文書も4点所蔵されている。

郷土史家によって収集された文書としては、番匠益栄氏所蔵の約200点と、石川県立歴史博物館所蔵木谷文書の16点がある。前者は、文化年間から大正年間にわたり、仕切書類が多いが、特徴のある文書では、木谷家の船頭であった下出屋(下藤)善八家関係の文書が36点あり、他に音物帳・香典帳・婚礼一巻など家政関係の帳冊も18点ある。後者は副田公平(松園)氏の収集になるもので、16点あり、調達金などの請取書、願書、書状類が多い。

これらのうち、内灘町教育委員会所蔵分を除く、酒本正博・木谷哲郎・番匠益栄各氏所蔵分、および石川県立歴史博物館所蔵分については、金沢市史における史料収集に際してマイクロフィルムに撮影し、写真帳が作成されている。

木谷藤右衛門家の研究としては、清水隆久氏の研究がある。『加賀百万石の豪商木谷藤右衛門』<sup>4)</sup>『木谷吉次郎翁 その生涯と史的背景』<sup>5)</sup>は木谷家の歴史を概観したもので、主に「累世記録」を典拠としている。また、「加賀の海商、木谷家一門の系譜について」<sup>6)</sup>は天保10年(1839)の「先祖由緒帳并一類附帳」、および「累世記録」「別家記録」「手代人名録」を紹介したものである。「木谷藤右衛門家と富山藩 軽尻馬のサービス」<sup>7)</sup>「木谷藤右衛門家の富山藩融資について」<sup>8)</sup>「木谷藤右衛門家の難船史料について 安永四年の浦証文」<sup>9)</sup>「加賀藩における天明事件と豪商木屋藤右衛門家」<sup>10)</sup>は、木谷藤右衛門家文書を使用してそれぞれのテーマに言及しているが、その利用は限定的である。なかには「木谷藤右衛門家の富山藩融資について」で引用されている「富山様御先売之儀二付願書控」「富山様御取替銀御催促御願罷出候諸事控」などのように、今回、作成した目録では確認できなかった文書にも言及されている。

木谷藤右衛門家文書の旧蔵者角島一治氏は『わがまち栗崎』<sup>11)</sup>『河北潟・大野川 その変遷と風物』<sup>12)</sup>『北長家騒記の研究』<sup>13)</sup>で、所蔵文書を紹介している。その内容は、主に天明6年(1786)の入牢・家財闕所事件に関わるもので、「北長家騒記」とはこの事件をテーマにした江戸時代の実録物である。

木谷藤右衛門は明治になると銀行業に進出し、明治16年(1883)に北陸銀行が設立されると頭取を務めたのであるが、同行は松方財政のデフレの影響を受け、同19年に倒産すると同家は破産に追い込まれ、経済的な影響力を失った。北村魚泡洞(三郎)『石川県銀行誌』<sup>14)</sup>は北陸銀行の設立と、破綻の過程を明らかにしている。

北西弘編『木谷藤右衛門家文書』<sup>15)</sup>は、内灘町教育委員会所蔵の木谷藤右衛門家文書1070点(そのうちの文書番号1066~1068は木谷哲郎家文書)を収録したものであるが、同氏は『北前船資料展 近世諸大名と豪商たち』<sup>16)</sup>も監修しており、このうちには39点を収録している。

ほかに木谷藤右衛門家関係の文書集としては、『金沢市史』資料編8近世六があり、110点を収録している。同書では、北西弘編『木谷藤右衛門家文書』が編纂中であったため、重複を避けるため、角

島一治氏所蔵文書からの収録は15点到止め、木谷哲郎家文書の「累世記録」や、酒本正博・番匠益栄氏所蔵文書、金沢市立玉川図書館加越能文庫の諸史料、県外史料では「弘前藩庁日記」や福井県立図書館松平文庫の諸史料などを収録している。

拙稿「近世前・中期における木谷藤右衛門家の活動について」<sup>17)</sup>「木谷藤右衛門家における勘太郎の家督相続について」<sup>18)</sup>では、従来の研究がややもすれば「累世記録」に依拠して、同史料に対する十分な史料批判が行われていないことの反省から、前者では、「累世記録」では触れられていない初・中期の活動を「弘前藩庁日記」などを使用することで明らかにし、後者では、「累世記録」では家督から除かれている6代藤右衛門の子勘太郎が、福井・弘前藩の記録では家督相続していたことが確認できることを指摘している。また、『金沢市史』の通史編<sup>19)</sup>でも木谷家の概要に触れている。

なお、木谷藤右衛門家文書の紹介では、2006年に福井市立郷土歴史博物館「福井藩と豪商」<sup>20)</sup>展においても10点が展示されている。

## 2. 『木谷藤右衛門家文書目録』の構成

内灘町教育委員会所蔵（角島一治氏旧蔵）木谷藤右衛門家文書を最初に整理したのは、上多扇園氏で、その結果を『木谷家文書目録』<sup>21)</sup>として刊行している。この整理では、多くは数点を一括してまとめて整理し、第1類から第9類に分類しているが、一般的な商取引と諸藩への調達が明確に区別されておらず、諸藩への調達についてもどこの藩に関わるのか明確でなく、使用するには不便である<sup>22)</sup>。そこで今回の整理では、それを解体し、表1のような分類によって整理し直した。それぞれの項目の内容は次の通りである。

「一 支配」では、加賀藩内で布達された一般的な法令・侍帳・御用留（断簡）などを収録した。

「二 家・船・奉公人・土地」のうち、家に関しては家督相続や家族などに関わる文書を収録したが、家督相続の祝詞状などは、商人関係のみをこの項に収録し、各藩からのものは該当する藩で収録した。家族の書状や商取引以外の書状もこの項で収録した。

「三 加賀藩調達関係」では、加賀藩と木谷家との関わりを示す文書を収録した。材木取引や銀子調達、藩からの役儀の任命など、その内容は多岐にわたる。加賀藩と木谷家との関わりは、天明6年（1786）8月の6代藤右衛門・隠居貞悦の入牢・家財闕所事件を境に2期に区分できる。それ故、年紀不明で、天明6年

表1 木谷藤右衛門家文書分類一覧

| 分類項目                 | 点数    |
|----------------------|-------|
| 一 支配                 | 11    |
| 二 家・船・奉公人・土地         | 197   |
| （家）                  | （92）  |
| （船）                  | （12）  |
| （奉公人）                | （15）  |
| （土地）                 | （78）  |
| 三 加賀藩調達関係            | 417   |
| 四 福井藩調達関係            | 1,867 |
| （年紀・干支のあるもの）         | （628） |
| （勝手役）                | （629） |
| （御奉行）                | （176） |
| （府中本多家）              | （23）  |
| （家老）                 | （34）  |
| （中老・用人・勘定吟味役・積り方役など） | （50）  |
| （取次町人）               | （49）  |
| （役職・年紀・干支未詳）         | （92）  |
| （贈与目録）               | （186） |
| 五 諸藩調達関係             | 619   |
| A 富山藩                | （220） |
| B 大聖寺藩               | （70）  |
| C 丸岡藩                | （16）  |
| D 弘前藩                | （111） |
| E 秋田藩                | （10）  |
| F 本荘藩                | （29）  |
| G 出羽矢島（生駒領）          | （9）   |
| H 庄内藩                | （4）   |
| I 新庄藩                | （6）   |
| J 所属藩未詳・その他          | （144） |
| 六 加賀藩士への貸付（交際を含む）    | 171   |
| 七 商取引・貸借             | 537   |
| A 仕切・目録など            | （299） |
| B 借用証文・受取状など         | （238） |
| 八 近代                 | 517   |
| 合計                   | 4,336 |

以前と推定される文書は、この事件の前にまとめて置いた。

「四 福井藩調達関係」は、点数が1867点を数え、各分類中では最も多い。そこで、福井藩関係については、年紀・干支があるものについてまず、年代順に並べ、干支のみで年代が判明しないものについては、その後干支の順で配列した。次に年紀のない文書については、差出人などの役職に従って配列することとし、点数が多い順に勝手役・御奉行としてまとめた。この両役については在任期間が判明するから、( )内に在任期間を推定して配列した。残りの文書については、府中本多家と家老について立項し、その他の役職については、中老・用人・勘定吟味役・積り方役などの中に含めた。福井藩との交渉の際には、商人として多田金五右衛門・藤屋欽左衛門・天井次郎兵衛・天井次郎右衛門などの名が見え、かれらが木谷家との間を取り次いでいたと考えられるので、取次町人の項を立てた。役職者・取次町人の記載がなく、年紀・干支未詳の文書については、役職・年紀・干支未詳として並べた。その他、福井藩から暑中見舞、寒中見舞・歳末祝儀、その他毎年、贈答品が送られてきているが、それらを贈与目録としてまとめ、参考として贈られた品物と贈られた人物名を記載した。これらの文書は本来、勝手役などの書状に添えられたものと推定されるが、本紙の書状と分離されていたため、このようにまとめた。

「五 諸藩調達関係」については、点数の多い加賀藩・福井藩以外の諸藩との取引・調達関係文書を、北陸の諸藩・東北の諸藩の順に配列した。富山藩関係では、同藩が借銀返済を滞ったことから淡路屋太郎兵衛・酢屋利兵衛が幕府へ訴えたが、この事件に関わる文書が文化3年(1806)から見られ、年紀のない書状類が多く、公訴一件として文化初期にまとめて配置した。諸藩調達関係については、主に藩士名によって所属藩を判別したが、調査に限界があり、所属藩を判別できなかった文書があり、それらは所属藩未詳・その他とした。

「六 加賀藩士への貸付(交際を含む)」では、加賀藩士の借用証文を中心に収録したが、なかには年寄横山家による粟崎遊獵に関わる文書なども含まれている。

「七 商取引・貸借」では、商人との間の取引・貸借関係の文書を収録したが、Aは仕切書類、Bは借用証書類に区分した。商人・船頭からの書状は、商取引に関わるものとして主にAで収録した。

「八 近代」では、文書に特徴があり、その大部分が京阪神方面へ旅行した際の手紙・電報・領収書、山代温泉など入湯の際の領収書、ならびに家族の入院の際の領収書類である。年代順に収録したが、年紀の記載のない文書について、旅行先から推定して挿入したものもある。しかし、その他については文書のまとまりに従って配列したため、月日の順の通りになっていない。

### 3. 木谷藤右衛門家の概略

#### 木谷藤右衛門家の登場

木谷藤右衛門家は、加賀国石川郡粟崎村(現金沢市粟崎町)に居住し、屋号は木屋を称した。安永6年(1777)成立と推定される「当家由緒并代々相続人御用方相勤申扣」<sup>23)</sup>によれば、先祖は西国の武士で、兵乱のため粟崎村に移り住んだという。そして、2代目が四郎兵衛を名乗った以外は、代々、藤右衛門を称し、2代目の寛文年中より村肝煎を務め、藩の薪御用、および作事方材木御用も務めたとする。

加賀藩では、寛文7年(1667)10月に藩の材木を運ぶため、加越能三か国の300石積み以上の船の調査を行って(24)、それによれば、粟崎村(橋粟ヶ崎村)では2人の船持ちが各1艘所持しているが、船主は藤右衛門、あるいは四郎兵衛ではない。木谷家はこの時期、大型の廻船を所持していなかったと推定される。また、次に述べる向粟崎村も2人の船持ちが各1艘を所持、大野村は記載がない。一方、宮腰は15人の船持ちが合計25艘の船を所持しているから、寛文期には大野・粟崎・向粟崎村における海運は低調で、宮腰の圧倒的に優位な状況にあったと考えられる。

一方、木谷家が藩の薪御用を勤めていたとすれば、寛文期から元禄期にかけて薪木船の入船をめぐる宮腰と大野・粟崎・向粟崎村との争論が注目される。大野・粟崎・向粟崎村は河北潟から流れて日本海に注ぐ大野川沿いの村々で、この大野川は以前、日本海へ直接注がず、宮腰の背後を流れ、犀川に注いでいたと考えられている。犀川河口の宮腰は、大野村などに対して金沢の外港として金沢向け諸荷物の独占的な輸送権を主張するのであるが、このような地理的状況が背景にあったようである。ところが、元和年間に金沢と

宮腰を結ぶために、直線的な宮腰往来が設けられると、大野川が障害となり、日本海に直接注ぐように流路が改修された。これによって大野・粟崎・向粟崎村は大野川を通じて直接外海と繋がるように

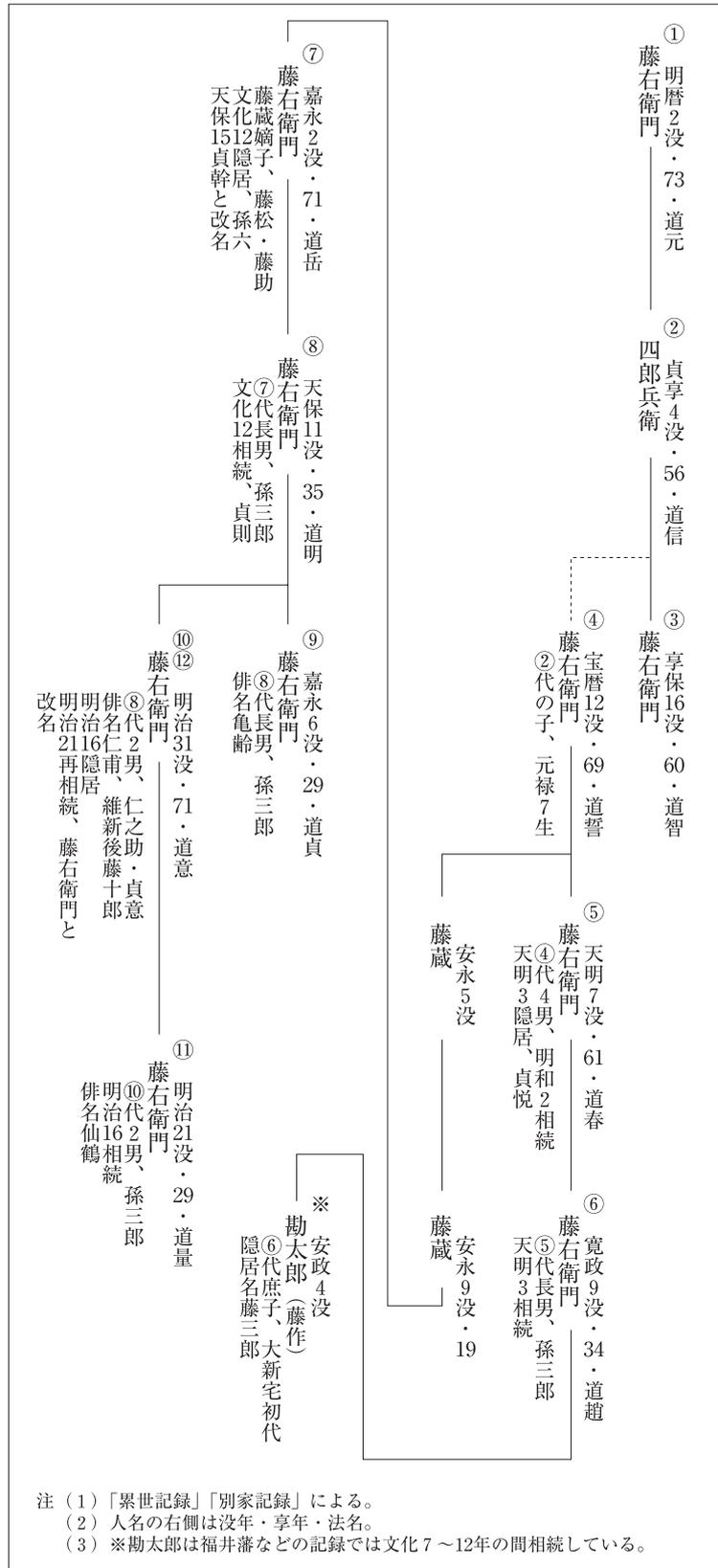


図 木谷藤右衛門家系図

なり、大野川を遡上し、河北潟を経て浅野川を遡り、金沢へ達する水運が開かれるようになった。このようにして開かれた水運で活躍したのが、能登から金沢へ燃料用の薪木を運ぶ船であったと考えられ、これらの船の大野・粟崎・向粟崎村への着船数が増大してくると、その規制を求めて宮腰から訴えが起こされるようになった。しかし、宮腰側が金沢向けの諸荷物の独占的な輸送権を主張して一時、規制することに成功しても、宮腰から馬借などによって金沢へ運ぶより、大野川から河北潟を経て、浅野川を遡上して運ぶ方が有利であったから、その規制は守られず、争論が繰り返されたのであった。由緒の通りに木谷家が藩の薪御用を務めていたとすれば、そのような宮腰との争論の中から次第に成長してきたことが考えられる。

このような争論の中で、享保2年(1717)8月に粟崎村組合頭の藤右衛門が上方から船で鉄荷物などを運び、粟崎村から金沢へ売り捌こうとしたとして、宮腰の馬借達から訴えられ、争論が再燃する事件が起きている<sup>25)</sup>。この時の藤右衛門船が木谷家の船と考えられ、木谷家が海運に関わっていることが確認できる初見である。多分、宮腰の馬借達から粟崎着の差し止めを求めて訴えられたことから考えて、同家が海運に乗り出して間もなくのことであったと推定される。この訴えは、翌3年5月に宮腰側の主張が退けられ、馬借肝煎・組合頭、町肝煎・問屋らが入牢とされ、さらに町年寄中山甚八郎などが役儀取揚げなどの処分を受けている。宮腰側の独占的な輸送権の主張について根拠がないとされたわけであるが、これによって木谷家は勿論、大野・向粟崎村の廻船は、宮腰の掣肘を受けることなく活動できるようになり、この地域の海運は大きく発展したと考えられる。近世中・後期に活躍する向粟崎村の嶋崎徳兵衛や大野村の丸屋伝四郎は、享保期にその活動が確認できるのである<sup>26)</sup>。

木谷家の船は、享保2年には上方から鉄荷物などを運んでいるのであるが、「弘前藩庁日記」によれば、享保10年8月に南部から檜・杉材を積んだ8人乗り藤右衛門船が津軽深浦沖で難船し、翌年正月に弁財船を仕立てるため、弘前藩に材木の切り出しを願い出て船を仕立て、同7月に同藩に米1625俵の積み出しを願い出て許可されている<sup>27)</sup>。この時は、船主・船頭とも藤右衛門とされているから、自らが直船頭として材木商売のため航海していることが分かる。この時期、同10年4月13日には但馬今子浦に木屋藤右衛門の、5人乗りの久兵衛船が入津しており<sup>28)</sup>、また、佐渡真更川に翌11年5月8日に5人乗りの藤右衛門船、同29日には4人乗りの藤右衛門船が入津していることが確認できる<sup>29)</sup>から、木谷家は船主自らが船頭を勤めるとともに、複数の廻船を所有し、日本海を東西に航行していたことが判明する。

前述の加賀藩による寛文7年10月の加越能三か国の300石以上の廻船調査によれば、船の石数に比較して乗組員の数が多いから、船は日本海側に多い北国船やハガセ船であったと推定される。一方、加賀藩は大坂廻米の輸送において、貞享3年(1686)から元禄6年(1693)にかけて加越能の地船の保護政策を採っていて、廻米総額の3分の1を地船に、残り3分の2を上方船に積ませていた<sup>30)</sup>。しかし、弁財船であったと推定される上方船に対して、地船の難船破損率は高かったことから、藩は大坂廻米を積ませる地船に対しては弁財船の採用を義務付けるなど規制を強化した。このような規制強化は地船における弁財船の導入のきっかけになったと考えられ、享保期の越中高岡における材木積み船の大半は弁財船であったことが知られている<sup>31)</sup>。

木谷家はこのような加賀藩における海運をめぐる状況の変化の中から、宮腰との争論をバネに、旧

来の北国船・ハガセ船に代わる弁財船の船主として登場してきたのであった。

### 木谷藤右衛門家の経営

木谷家は屋号の通り、材木取引を主要な業務としており、その仕入先が津軽・南部であったと推定される。木谷家は加賀藩の作事方材木御用を務めていて、元文5年(1740)正月に御用材木の積み廻しを願い出ている<sup>32)</sup>が、その中で、去年中に津軽・南部の山元に先納金仕入れを行っているので、江戸・大坂へも一番船で御用を勤めることができると述べている。山元に先納金を渡し、材木を仕入れることが行われていたのであるが、宝暦2年(1752)6月に木谷家が先納仕入れした材木を弘前藩が買い上げようとしたとき、国元から派遣されていた木屋藤助は、国元から注文の材木は「(運力) 杣取井土場着之儀迄追々本国藤右衛門方江通達仕候儀、今更間遣候而者至而迷惑仕<sup>33)</sup>」としていて、材木の伐採(「杣取」)から積み出し湊への運搬(「土場着」)までが先納仕入れの対象であった。また、この一件では「右藤右衛門儀者数十年来御国表江手代共差下し山師共二仕入取組」ともあるから、木谷家の先納仕入れは数十年来の実績があったのである。

このように確保された材木は、木谷家所有の船などによって運ばれたのであるが、木谷藤右衛門家文書には、明和期における宮腰の唐仁屋孫兵衛から木谷藤右衛門宛の材木売仕切類が24点残されていて、その状況が判明する。それによれば、例えば明和5年(1768)には4月25日から9月7日までの間、吉之丞・豊右衛門・北屋吉郎兵衛・虎屋仁左衛門・藤四郎・半左衛門・金蔵の船の着船が確認でき、そのうち吉之丞は、4月25日着船の一番船、5月18日着船の二番船、7月13日着船の三番船、9月7日着船の四番船の四回の航海が確認できる。この吉之丞は、前年の明和4年5月19日には「木屋藤右衛門船頭吉之丞」の8人乗りが石見温泉津に入湊していることが確認できる<sup>34)</sup>から、木谷家の船頭として日本海を東西に航行していたのであった。

木谷家は津軽・南部における材木の先納仕入れのほかに、明和・安永期には弘前藩の尾太鉦山から産出された鉛の買い付けを行っていることが知られており<sup>35)</sup>、さらに、北陸・東北諸藩の払い米を取り扱うことによって、急速に成長していったと考えられる。

北前船の船主達は、松前へ進出した近江商人の荷所船の船頭達が、安永・天明期に独立して独自に海運に乗り出すようになって成長してきたとの見解もあるが、木谷家の場合、南部・津軽との材木取引を通じて成長してきた、荷所船の船頭達と異なるタイプの船主であり、多様な北前船主像を想定することが可能である。

### 加賀藩および諸藩への調達

「累世記録」や由緒帳などによれば、4代藤右衛門は、寛保3年(1743)に加賀藩の大坂廻米1万9000石の船裁許を命じられて2、3年務め、さらに算用場為替方等御かね御用を務めたという。また、宝暦4年10月には、同3月の10代藩主重教の家督相続に際して藩財政に寄与することがあったようで、5人扶持を受け、同9年4月の金沢大火による金沢城焼失に際しても材木を献納したことにより、藩から褒状を受けている。この金沢大火に際しては、金沢城再建の材木を受注していることが確認できる<sup>36)</sup>から、金沢城の再建や金沢町の復興に際して、長年の先納金仕入れで培った信用を背景に、大量の材木を供給し、大きく飛躍していったと考えられる。

5代藤右衛門は家督を相続して明和2年3月に先代の通り5人扶持を認められて以降、加賀藩の財

政に貢献することが大きかったようで、次第に扶持高を増やしていった。すなわち、同8年2月に5人扶持を加増されて10人扶持となり、安永2年(1773)10月には郡奉行直支配とされ、十村同様に御目見が許された。また、翌3年12月には所持船の權役御免の特権が認められ、同4年閏12月には10人扶持を扶持高に引き直し、無組御扶持人十村並とされた。十村は郡奉行・改作奉行の指揮を受けて農村支配・農政・年貢収納に関わる役職で、農民身分としては最高の格式に位置付けられていた。十村には十数か村から数十か村を単位として支配する組持ち十村と、担当の組を持たず、組持ち十村を指導する無組の十村があった。郡方に居住する木谷家は郡奉行の支配を受けていて、農民身分としては最高の無組御扶持人十村に準ずる地位が与えられたのであった。さらに、同6年12月には扶持高を27石加えて50石とされ、同9年12月には十村の分役として2500石の収納代官を命じられ、同10(天明元)年3月にはさらに扶持高30石を加え、知行高は80石となった。当時、加賀藩では、大坂での借財が累積し、その返済が滞って大坂蔵元との関係が悪化していたから、銀子調達は国元に依存しなければならなかったが、そのような中で、木谷家は藩の要請に積極的に応じていったことが、このような昇進の背景にあったと考えられる。

一方、加賀藩以外に対しても調達に応じていて、弘前藩については、宝暦11年に巡見上使入用のため、大坂町人今宮屋平兵衛とともに3000両を調達し<sup>37)</sup>、明和期になると、同藩の払い米を大量に引き受け、やがて蔵元も務めるようになった。安永4年9月には知行100石が与えられている<sup>38)</sup>が、これは蔵元を勤めていることと、同藩が幕府から甲斐での川普請の御手伝いを命じられた際、4000両の上納に応じたことによるものであった。また、福井藩に対しては後述のように、明和4年に7000両の調達に応じたことが最初であったようで、その後、安永2年5月に200石の知行を受け、さらに、同9年12月には100石が加増され、知行高は300石となった。この時期、この両藩の他に、大聖寺・丸岡・本荘・新庄藩などとも取引があったことが、木谷藤右衛門家文書によって確認できる。

5代藤右衛門は天明3年(1783)3月に病身を理由に隠居して貞悦と名乗り、子の孫三郎が6代藤右衛門となって80石を相続し、貞悦には別に10人扶持が与えられた。6代は翌4年6月に父の功績が抜群であったことから、今津甚右衛門同格、算用場奉行直支配とされ、苗字も許されたことから、栗崎の姓を願い出、同7月に許された。今津甚右衛門は加賀藩領近江今津の代官で、十村には許されなかった帯刀が許され、十村には玄関先で通りがけしか許されなかった御目見も室内で許された。この時期、栗崎姓が許されていたから、天明4年7月から同6年8月の間は栗崎藤右衛門の名で記載されることがある。

#### 天明6年の入牢・家財關所事件

天明3年の浅間山大噴火から始まった大凶作は、窮乏していた加賀藩の財政にも大きな影響を与えた。当時、隠居していた前藩主重教は、財政窮乏に危機感を懐き、財政については自ら主導することを宣言し、同5年8月から御改法と呼ばれる藩政改革に乗り出した(天明の御改法<sup>39)</sup>)。この改革では、収入不足を補うため、同年9月に領内の富裕な商人達に5116貫目の御用銀が命じられたが、そのうち、藤右衛門には3500貫目の上納が命じられた。この巨額の負担に対して木谷家も危機感を持ったようで、翌10月には2年前に認められた帯刀を商い方に差し支えるとして辞退を申し出ている。また、翌6年2月には隠居貞悦の名で、御用銀の上納は困難であるとして、安永中期以降、藩へ貸し付けな

がら返済が滞っている約5540貫目の返済を求めている<sup>40)</sup>。そして、命じられた御用銀は、同6年6月になっても命じられた銀高の半分以下の1640貫目余しか納めていなかった。それ故、木谷家は天明の御改法に対しては消極的であったと考えられる。

ところが、同6年6月に重教が没して改革が挫折すると、改革を主導した富田彦左衛門・池田忠左衛門は財政運営を誤った責任を問われ、8月21日に逮捕・入牢を命じられたが、その直後の28日には藤右衛門と隠居貞悦は捕らえられ、家財闕所・入牢とされた。罪状は、商い方について不筋の取り組みがあり、京都町人井川善助へも取り入り、かれこれ不届きがあったというものであった<sup>41)</sup>。井川善助とはこの改革で蔵元に復帰した善六の父のことであるが、これだけでは処分理由は明確でなく、また、木谷家による米買い占めの噂があったことも確かであるが、寛政3年(1791)に藤右衛門が出牢した際に当分、藤右衛門には調達を申し付けないよう家中に触れた藩主治脩の親翰には、「故貞悦分限を取失、

且彼是不埒之所行八勿論其身不心得之事二八候へとも、上より之扱方二もより可申候<sup>42)</sup>と述べられていて、天明の御改法に対する不満をかわす政治的な意味もあったと考えられる。

ところで、この藤右衛門・貞悦の入牢中の同6年10月には、留守を預かっていた親類・一族などから、諸藩や各地の商人への貸付残高が書き上げられている。この書上に、加賀藩への調達残高を別の史料によって算出して作成したものが、表2である。これによって、加賀藩以外に、富山・大聖寺・

表2 天明6年10月 諸大名・問屋への貸付残高

| 取引先         | 金・銀・米高      | 摘要                          |
|-------------|-------------|-----------------------------|
| (大名)        |             |                             |
| 加賀藩(前田)     | 5,538貫目     | 天明6年2月迄貸付残高                 |
|             | 1,640.7 "   | " 5年9月3,500貫目調達銀のうち翌年5月迄上納分 |
| 富山藩( " )    | 800 "       | 安永2・3年頃先納銀等                 |
| 大聖寺藩( " )   | 400 "       | " 3・4年頃迄前々御用達銀等             |
|             | 1,500両      | 天明3年御用達金                    |
| 福井藩(松平)     | 30,000 "    | 年賦金                         |
|             | 3,000 "     | 天明5年改先納金                    |
| 越前丸岡藩(有馬)   | 8,000 "     | 安永5年頃前々先納金勘定不足              |
| 津軽弘前藩(津軽)   | 7,000 "     | " 6年頃迄前々先納金等勘定不足            |
|             | 20,000俵     | " 7年春中先納買米等滞米               |
| " 黒石藩( " )  | 2,200両      | 天明4年12月先納金勘定不足              |
| 出羽本庄藩(六郷)   | 8,000 "     | 安永2～9年頃迄先納金勘定不足             |
|             | 4,700 "     | 天明3年頃迄先納金                   |
| " 矢嶋生駒監物    | 6,000 "     | 安永2年頃先納金勘定不足                |
| 越後村上藩(内藤)   | 3,000 "     | " 元年11月先納金                  |
|             | 7,000俵      | " 元年11月先納金等代米               |
| 金高合計        | 73,400両     | 銀4,404貫目(1両を60目で換算)         |
| 銀高 "        | 8,378.7貫目   |                             |
| 米高 "        | 27,000俵     | 銀594貫目(1俵を4斗、1石を55匁で換算)     |
| 銀高換算合計(A)   | 13,376.7貫目  |                             |
| (諸国問屋)      |             |                             |
| 加賀藩領内       | 150貫目       | 天明4・5年売懸・取替銀等               |
|             | 440石        | " "                         |
| 越前吉崎見谷屋長右衛門 | 100両        | " 3年取替銀                     |
| 越後今町美濃屋善兵衛  | 500 "       | 安永2年頃先納滞金                   |
| " 柏崎間瀬仁助    | 1,500俵      | " 9年12月買米代金不渡               |
| " 寺泊本間源左衛門  | 1,460両      | 天明4年売物代等滞金                  |
| 出羽秋田畠半四郎    | 33貫目        | " 4年11月頃買受米不渡               |
| " 能代越後屋孫左衛門 | 1,000両      | " 元年12月頃先納滞金                |
| 津軽弘前竹屋幸助    | 100 "       | " 2年12月取替金                  |
| " " 宮崎屋庄兵衛  | 20貫目        | 安永9年頃取替金                    |
| 松前塩越屋作右衛門   | 390貫文       | 天明4年夏頃売物代滞銭                 |
| 江戸西宮甚左衛門    | 1,000両      | " 4年頃売物代滞金                  |
| 金高合計        | 4,160両      | 銀249.6貫目                    |
| 銀高 "        | 203貫目       |                             |
| 銭高 "        | 390貫文       | 銀5.85貫目(4貫文を60目で換算)         |
| 米高 "        | 1,040石      | 銀57.2貫目                     |
| 銀高換算合計(B)   | 515.65貫目    |                             |
| (A)+(B)     | 13,892.35 " |                             |

注(1) 出典は『金沢市史』396～398頁、角島一治『北長家騒記の研究』262～268頁による。ただし、加賀藩の分は『金沢市史』442～448頁による。

(2) 丸岡藩の分は7,000～8,000両とあるが、8,000両を採用した。

福井・丸岡・弘前・黒石・本庄（本荘）・矢嶋・村上の各藩に対して先納金や御用金などの貸付があり、また、商人では、越前吉崎、越後今町・柏崎・寺泊、出羽秋田・能代、津軽弘前、蝦夷地松前、江戸の商人への貸付があったことが判明する。これらの諸藩・諸商人への貸付額は、銀に換算して約6200貫目になる。これに加賀藩への貸付の未返済銀の約5540貫目と御用銀の上納額1640貫目を加えれば、1万3900貫目ほどになる。また、「累世記録」によれば同6年の持ち船数は、200石以上で大坂廻船が23艘、近廻りの船は6艘とされており<sup>43)</sup>、これが絶頂期の木谷家の勢力であった。

### 木谷藤右衛門家の再興

入牢とされた隠居貞悦は翌7年9月に牢死したが、藤右衛門は、5年目の寛政3年3月に許されて出牢した。しかし、藤右衛門は入牢中に健康を害したためか、同9年間7月に34歳で没し、庶子の勘太郎は幼かったため、別家藤蔵の嫡子藤助が養子となり、7代藤右衛門を相続した。

入牢によって闕所とされた家財は、藤右衛門が出牢した際に返還されたと考えられ、それを元に再建を図ることになったが、「累世記録」によれば、寛政12年の持ち船は22艘とされていて<sup>44)</sup>、その勢力は急速に回復したようである。そのため、加賀藩に対する調達銀の負担でも、領内最大の豪商としての地位を保っている。例えば、享和2年（1802）に藩は約3300貫目の調達銀を領内に命じたが、藤右衛門は300貫目を負担していて第1位であった<sup>45)</sup>。第2位は140貫目を負担した向栗崎の嶋崎徳兵衛であるが、同家は4代藤右衛門の子が嶋崎家の4代を相続し、その後も互に娘を嫁がせていて姻戚関係にあった。この他に木谷家の分家木屋勘七（藤助の実家）が40貫目、勘太郎が7貫目を負担していて、木谷一族で500貫目近くを負担している。さらに、木谷藤右衛門家文書によれば、文化5年（1808）正月に金沢城二の丸が焼失した際の再建のための献納でも、藤右衛門は300貫目を負担し、勘太郎も2貫250目を負担していることが分かる。

「累世記録」では、7代藤右衛門は、文化12年8月に病身のため長男孫三郎に家督を譲り、隠居して孫六を名乗ったとされている。また、天保10年（1839）7月に加賀藩の改作奉行に提出された「先祖由緒并一類附帳」<sup>46)</sup>でも家督相続は同様に記載されている。しかし、「先祖由緒并一類附帳」の記載をみると、7代藤右衛門の業績についての記載はごくわずかで、前後の世代の記載と比較して不自然である。一方、福井藩の記録によれば、文化7年6月に勘太郎が相続して藤右衛門を称したとし、同12年11月に養父藤右衛門が病身になり、孫三郎が相続したとする。また、勘太郎に家督を譲った孫六は、同藩から同7年6月に5人扶持を与えられたとする<sup>47)</sup>。一方、弘前藩でも、文化8年3月に藤右衛門は病身になり、弟勘太郎に家督を譲ったとする<sup>48)</sup>。これらの記事によって、実際は文化7年に7代藤右衛門から6代の庶子勘太郎に家督が譲られたと考えられ、後年に何らかの事情で、勘太郎の家督相続は歴代から除かれたのであろう。

ところで、7代藤右衛門は「累世記録」では、「中興ノ英主」と讃えられているのであるが、それは隠居後も木谷家の経営を主導し続けていたことによるのであろう。例えば、文化12年に8代の家督を譲られた長男孫三郎は、まだ10歳で、隠居孫六が後見を務めたと考えられ、さらに、8代が天保11年に35歳で死ぬと、その子孫三郎が16歳で家督を相続するが、9代の時も後見を務めたと考えられる。孫六は天保15（弘化元）5月に貞幹と名乗りを替え、嘉永2年（1849）に71歳で没している。

8代藤右衛門が家督相続した文化末頃は、富山藩への貸付が滞り、経営は苦しかったようである。

そして、結局、富山藩からは同14年になって520貫目余の滞納銀の代わりに、毎年会積米100俵と20人扶持を支給することを申し渡され、貸付の返済は行われなかった<sup>49)</sup>。そのためもあってか、木谷家は同年から家政の整理に乗り出していて、住居を移して元屋敷を畳み、家事向きの節約を図り、諸大名に対しても10年間の調達御用の用捨を申し出ている<sup>50)</sup>。

そのような中で、文政後期になると、苦しいながらも加賀藩の調達に応じていて、文政9年(1826)6月に藩が領内の町・村に約7000貫目の調達を命じた際、木谷家は450貫目の負担が命じられ、その代わりに、11月には渡海船1艘と米1800石の代銀150貫目が与えられ、船の權役が免除されている。ただ、この御用銀の負担に対しては、木谷家の破産を恐れる粟崎村民達は同村の橋の上で喰われなくなると高声を上げたという<sup>51)</sup>。また、天保元年にも額は未詳であるが、御用銀に応じていて、この時は難渋を理由に、毎年400石ずつ10年間の拝領を願い出て聞き届けられる。さらに、同4年からは銀札引替のために設けられた札尻御用も務めている。このような貢献により、同7年11月に扶持高50石を与えられ、郡方年寄列に任命された<sup>52)</sup>。天明6年8月に入牢を命じられて役儀を除かれて以後、50年振りの十村役への復帰であった。この時の郡方年寄列の名称は、同10年正月には十村名の復活によって、石川郡御扶持人十村列と改められた。なお、向粟崎の嶋崎徳兵衛も同7年11月に10人扶持が与えられ、郡方年寄列とされている。

#### 幕末・明治初期の木谷藤右衛門家

加賀藩領内では天保後期以降、宮腰の銭屋五兵衛が藩の御手船裁許となって急速に成長してきたが、藩への調達銀高では木谷家の優位は動かなかった。すなわち、天保15(弘化元)年に江戸城本丸が焼失し、加賀藩はその再建のため8万両の上納を命じられたことから、領内の豪商達に調達銀を命じたが、その際の負担額の第1位が木谷藤右衛門の300貫目、第2位が嶋崎徳兵衛の250貫目、第3位が銭屋五兵衛の200貫目(うち50貫目は喜太郎分)であった<sup>53)</sup>。また、この調達銀が返済され、改めて嘉永元年(1848)に同様に調達銀を命じられた際も、第1位の藤右衛門と第2位の徳兵衛は前回と同額、第3位の銭屋五兵衛は喜太郎の名義で230貫目を負担していて<sup>54)</sup>、やはり順位に変動はなかった。

その後、木谷家は嘉永6年に米使節ペリー提督が来航したことにより、海防の強化が迫られると、翌7年5月に加賀藩へ野戦筒10挺と銃鉄200貫目余を献上している。また、金子調達においても文久元年(1861)に6500両、同3年に1万5000両を負担している<sup>55)</sup>。そして、同3年12月にはこれらの功績によって10石加増され、扶持高は60石となった<sup>56)</sup>。なお、木谷家とともに活動していた嶋崎徳兵衛は、嘉永5年2月に居村など小前の者どもを労ったとして10人扶持から30石に加増され<sup>57)</sup>、さらに文久3年12月に10石加増されて40石とされている<sup>58)</sup>。

一方、幕末期、諸藩との関係では弘前藩と福井藩との関係が深かった。弘前藩では、木谷家は冬買いと称し、収納された年貢米を暮れのうちに買い付けていたが、天保4年の凶作に際しては、同藩からの依頼により、藤右衛門をはじめ、分家の次助・同藤作・銭屋喜太郎・丸屋伝右衛門・同伝四郎が協力し、九州表から1万6000石余の米を買い付け、翌年に送り届け、同5年にこれらの買い付けに活躍したそれぞれの船頭が生涯、水主役免除が認められている<sup>59)</sup>。また、文久3年8月には弘前藩が京都守衛を命じられ、その手当てに出費が見込まれたことから、木谷藤右衛門・分家次助・輪島屋与三兵衛に対し、冬買いの先納金の増額が求められている<sup>60)</sup>。

明治に入ると、木谷家はその資力を背景に地域経済の主導的役割を果たした。同2年(1869)に加賀藩が為替会社を設立すると、嶋崎徳兵衛・木谷次助・藤井能三(越中伏木能登屋三右衛門)とともに惣棟取に任命され、為替会社とともに設立された商法会社でも主導的役割を果たしている。廃藩の後も、明治10年に金沢第十二国立銀行が創設されると、副頭取になり、同16年に金沢為替会社が改組して北陸銀行が設立されるとその頭取を務めた。しかし、北陸銀行が松方財政のデフレの影響を受け、同19年に倒産すると破産に追い込まれ、経済的な影響力を失った。

#### 4. 福井藩への調達と福井藩関係文書

木谷藤右衛門家と福井藩の関係は、松平文庫の諸史料によってその一端を窺うことができるのであるが、木谷藤右衛門家文書によってさらにその具体的な状況を明らかにすることができる。そこで、以下、その概要について紹介しておこう。

福井藩と木谷家の関わりが最初に窺える史料は、「野尻氏家譜別録」<sup>61)</sup>に見える次の記事であろう。

右滞坂之内木谷藤右衛門方手代今宮屋平兵衛と申者、加州罷下二付面談致候様二と森田藤屋金左衛門悴治右衛門罷登、於京都一兩日滞留致、平兵衛へ初テ掛合、夫々三郎右衛門・庄左衛門方へ申遣、於御当地兩人種々懸合

明和3年(1766)3月の福井城下の火災のため、家老の意向を受け、美濃屋喜左衛門が大坂で調達を行ったのであるが、それに関わる記事である。これによって大坂在住の木谷藤右衛門の手代今宮屋平兵衛が加賀へ向かうため、途中の京都で藤屋金左衛門の悴治右衛門が初めて掛け合い、さらに福井において新屋三郎右衛門・極印屋庄左衛門が種々掛け合ったことが分かる。この時は交渉だけで終わったようで、実際に藤右衛門が調達に応じたのは、翌4年に7000両を引き受けたことが最初で、「野尻氏家譜別録」に「同年加州粟ヶ崎木谷藤右衛門方へ新屋三郎右衛門・我等兩人罷越、初テ爾談之上御出入二相成、金高七千両迄御用立可申段互二書附取為替罷歸、其後追々七千両調達相済」<sup>62)</sup>とある。さらに、同書には「同二月廿五日木谷藤右衛門大坂へ罷登候節、我等方へ引請仲ケ間三人出合終日饗応、新借三千両相頼候処式千両相談出来相調、此節藤右衛門へ初而被下物品々有之」<sup>63)</sup>とあり、同5年2月にも2000両の調達に応じていることが分かる。同5年3・4月には領内に1万5000両の御用金(才覚金)を布達したことから、藩内で最大の一揆が起きており、当時、窮迫していた福井藩は新たな調達先として、急速に成長してきた木谷家に眼を付けたのであろう。

このような調達の結果、木谷家は、安永2年(1773)5月には「御才覚御用向出精相勤」として200石の知行を受け、さらに、同9年12月には「年来御用御頼之処、是迄段々出精別而格別実意之趣共上二も御満足思召候」として100石が加増され、知行高は300石となった<sup>64)</sup>。同8年12月11日に布達された家老から御奉行共へ勝手向き難渋についての申渡によれば、「別而一兩年至而之御指支、今年之儀者誠二被成方無之」との状況の中で、「盆前々最早手段も無之処、粟ヶ崎木谷藤右衛門方調達金訳能相調、其余御蔵米過分二引明、無謂危キ工面之筋取扱二而」<sup>65)</sup>とあって、当時、木谷家の調達によってかろうじて財政が運営されていた様子が窺える。

前述のように、木谷藤右衛門・隠居貞悦が天明6年(1786)8月に加賀藩から入牢処分を受けた際、親戚・一族から諸藩への調達残高が書き上げられているのであるが、表2のように福井藩の分は、

「御年賦金」が3万両ばかり、天明5年改めの、未返済の「先納金」が3000両ばかりとされていて、総額は約3万3000両であった。木谷藤右衛門家文書には、天明期の借用証文が、天明元年12月付の3000両、10年賦返済<sup>66)</sup>、同5年6月付の1万両、5年賦返済<sup>67)</sup>、同5年12月付、1000両<sup>68)</sup>、同5年12月付、7000両<sup>69)</sup>、の4点確認でき、3万3000両の調達の内訳の一部が判明し、天明5年分の借金が多かったことが分かる。なお、の証文は、勝手役・勘定吟味役・御目付・御奉行・金津奉行などが署名を連ね、家老・中老が裏書きしていて、この時期の借用証文の形式を窺うことができる。

寛政・文化期には、通常は参勤交代の路用金3000両を負担していたが、臨時の調達にも応じていたようである。文化7年(1810)正月の書上<sup>70)</sup>によれば、調達残高は1万6500両であったが、その内訳は、文化6年春に家老中から格別の依頼によって調達した1万両の残金が7000両、同4年春に狛斎宮の格別の依頼によって調達した3000両の残金が500両、御払米引当てにて調達した3000両と享和2年(1802)春上屋敷普請のため調達した3000両の、合計6000両は、文化元年に元金の支払いは延期し利足のみ支払っていて、そのまま借金として残っていた。これに、同7年3月に路用金3000両を調達することになっていて、その総額は1万6500両となる。このうち、同年中に返済を予定していたのは、のうち4000両、の残金500両、の3000両で、また、から利足992両の支払いも見込まれていた。さらに、古米800俵が毎年渡されていたが、このうち300俵は以前に返済を断った代償として払われた分、500俵はの支払い延期とされた分の代償であった。この800俵は、後掲の弘化3年(1846)の「御借財元寄帳」には「三万八千弍両、天明六年改元、此方江古米八百俵ツ、被成御渡定<sup>71)</sup>」とも書かれているから、天明期の借財が棚上げされた分であった。この時期は、一時、返済を棚上げにした分もあったが、新借分については比較的順調に返済は進められていたと考えられよう。

しかし、文化末になると、福井藩からの借財返済が滞るようになり、木谷家の経営を圧迫したようである。すなわち、文化13年9月には夏の出水や閏8月4日の大洪水などのため無類の損毛になったとして、路用調達金の返済延期の依頼があり<sup>72)</sup>、同年12月には凶作などで差し支え、公金をはじめ江戸・大坂などの借財はすべて返済を断ったとして、年内は返済延期の了簡あるよう依頼があった<sup>73)</sup>。また、翌14年12月には旧借財3900両分の無利足20年賦返済などにより返済額の圧縮が図られる<sup>74)</sup>。前述のようにこの時期、木谷家では元屋敷を畳み、家事向きの節約を図り、諸大名に対して10年間の調達御用の用捨を申し出ている、福井藩に対しても、文政2年(1819)正月に本宅を取り払い、小家を建て逼塞同様であるので、調達御用も10年間用捨して欲しいと願っている<sup>75)</sup>。

その後、調達残高は天保4年(1833)分が判明するが<sup>76)</sup>、その額は2万8124両で、内訳は、古調達の1万5124両を70年賦とした分、辰年(天保3)調達の7000両、辰年別段調達返済3000両、路用調達返済3000両であった。この調達残高は、その後も同7年4月には1万5000両<sup>77)</sup>、翌8年11月には7500両の新調達<sup>78)</sup>が確認できるから、増え続けたようである。

弘化3年の「御借財元寄帳」によれば、「加州粟ヶ崎金主新古調達」は10万6611両2歩2朱とされている。その内訳は、当座借りの9000両(月8朱利付)、天明6年に毎年、古米800俵を渡すことで棚上げされた3万8002両、天保13年までの調達残高5万9609両2歩2朱3分4厘であった。この「加州粟ヶ崎金主」というのは、粟崎村の木谷藤右衛門家ばかりではなく、木谷家とは姻戚関係にあった向粟崎村の嶋崎徳兵衛家も含むのであろう。嶋崎徳兵衛は天保4年には調達残高は1万5889両で

あるから<sup>79)</sup>、前掲の木谷藤右衛門の2万8124両、および天保4年以降の新たな調達を加えて、弘化3年の5万9609両余となったと考えられる。この時期の福井藩の借財総額は90万5380両余であるから、木谷・嶋崎両家はその約12パーセントを占めていて、福井藩の最大の債権者であったとされている<sup>80)</sup>。

この弘化3年の5万9609両余については、「天保十三寅年改元」「利足少々ツ、御遣被成」とあるから、天保13年に返済の元入れは棚上げされ、利足のみが少しずつ渡されたようである。さらに嘉永元年(1848)9月には借財の200年賦返済が提案され、木谷家ではそれに強く反発している<sup>81)</sup>。この200年賦返済は、実施されたかどうか確認できないが、多分、翌2年から5ケ年の返済延引で決着したようである。

藩財政の窮乏の中で、何度も仕法替えが行われ、返済が棚上げされているのであるが、それにも関わらず調達が続けられていて、幕末、欧米列強の開国要求が現実化し、政局が流動化すると、木谷家へしばしば巨額の調達が要請され、また、返済延引が求められている。嘉永4年6月には、藩札の元方が不手繰りであるとして調達が要請され、同6年までの年割りで1万5000両が上納されている<sup>82)</sup>。同6年には、これまでの約定では同2年から5ケ年間、御趣法中は差引を延引し翌年からは年限済みになるはずであったが、夏に相州浦賀に異国船が渡来し、その警固のために大身・小身・足軽・荒子にいたるまで急出府を命じられ、また、同じ夏に城下での出火により大手門・九十九橋なども焼失したとして、翌年より利足金の10ケ年支払い猶予が要請されている<sup>83)</sup>。ところが、翌7(安政元)年には春に異国船再来し、また、6月に昨年を引き続いての城下の大火により、勝手向き趣法が総崩れになったとして、同年より7ケ年間、元利共返済猶予が依頼されている<sup>84)</sup>。さらに、安政2年(1855)11月には江戸での大地震により上屋敷などが罹災したとして3000両の調達が依頼され<sup>85)</sup>、同4年6月にも御住居様(松栄院)の凶事につき調達が依頼され<sup>86)</sup>、3000両の上納では不足であると申し入れがなされている<sup>87)</sup>。

特に藩主松平慶永(春嶽)が幕末の政情の中で活発に活動すると、調達依頼は相次いだ。安政5年7月に慶永は、大老井伊直弼が日米修好通商条約の調印を強行したことに抗議したことによって隠居・急度慎みを命じられ、同時に福井藩には神奈川・横浜辺の警衛を命じられた。この際、木谷家に対しては、代替えなどのために臨時に費用が必要であり、また、横浜・神奈川の警衛御用のため、莫大な出費になるとして月割りの調達依頼が行われ<sup>88)</sup>、翌6年正月には横浜警衛や、同所に交易湊を開くために陣屋を建てる必要などから、嶋崎家と合わせて1万両の調達が依頼されている<sup>89)</sup>。このような相次ぐ調達のため、福井藩では備蓄用の金銀も放出したようで、文久元年(1861)3月には古二朱金を入れ替えることによって5000両を調達し<sup>90)</sup>、さらに家伝の印子・銀判を差し入れて1000両を調達している<sup>91)</sup>。「累世記録」によれば、この時の印子・銀判は、木谷家が印子2個、銀判13個、嶋崎家が印子3個、銀判12個を取り分け、両家合わせて1000両を上納している<sup>92)</sup>。

その後、文久2年4月に慶永が謹慎を許され、幕府の政事総裁職に就任して活動を再開すると、5月22日に元御奉行で、当時、寺社町奉行であった長谷部甚平から木谷藤右衛門宛に直接、6000両の調達が依頼されている<sup>93)</sup>。このなかで長谷部甚平は、最初に「御隠居中将殿御事、先年来之御慎之廉皆悉御赦免之上、追々格別之御懇命被仰出、一家中之大慶、面目無此上、誠以難有仕合」と述べて慶永

の赦免と活動が再開されることを喜び、次に「江戸表急々無拠不時之雜費指添、此節追々之増運送金申来、殊之外混雜」と書き、不時入用が増大してその手当ての必要なことを訴え、5月から6月までの間に調達を承知してくれるよう要請している。そして、慶永が赦免されたことにより、家老はじめ重役たちが次々と出府するなかで、長谷部自身も翌23日に急出府を命じられていることにも触れ、緊急に必要なものであることを訴えている。しかし、これに対しては、5月29日付で木谷家から「当地金支之義有之、甚手元不融通至極」と調達を断ってきた<sup>94)</sup>ため、6月3日付で勝手役連名で再度、調達の依頼がなされ、6月中か7月中旬になっても融通してくれるよう訴えている<sup>95)</sup>。この結果、半高の3000両が調達されたようである<sup>96)</sup>が、さらに同10月には、翌年春に将軍の上洛に供奉して慶永が上洛し、当主茂昭もその前に上洛して慶永を待ち受けることになったため、1万両の調達が依頼されている<sup>97)</sup>。これも長谷部甚平が依頼状を書いていて、その意義を「天下御大切之御奉公、何卒天晴御無難二御勤被遊候様、兼而之御家柄、天下之御為筋、是非々々非類<sup>(比)</sup>之御助勢御頼入度」と訴えている。これに対して、木谷家は7000両の調達を引き受けると回答したが、12月になって勝手役から、俄に正月上旬に上洛することになったとして、正月上金の3500両を年内に、2月中出金分を正月に繰り上げて出金してくれるよう依頼している<sup>98)</sup>。慶永は翌3年2月に江戸より海路入京、翌3月に政事総裁職辞職を願い出て帰国するのであるが、同6月には京都の様によっては慶永・茂昭が多数の人数を召し連れ上洛する模様であるとして、1万両の調達が依頼されている<sup>99)</sup>。この福井藩による拳藩上洛は中止されるが、元治元年(1864)4月には9000両が上納されていることが確認できる<sup>100)</sup>から、幕末における慶永の政治活動資金の一部は木谷家によって支えられていた様子が具体的に判明するのである。

明治2年(1869)における木谷家の調達残高は6万1913両2歩と永5匁9厘3毛、嶋崎家のそれは3万9071両1歩3朱と永2匁3厘7毛とされている<sup>101)</sup>。また、「累世記録」によれば、同4年における調達残高は7万7752両3朱と20匁1分3厘とあり、一方、加賀藩に対しては、3万2680貫文とされている<sup>102)</sup>。これらの調達残高の根拠は改めて検討しなければならないが、調達残高からみても、残されている文書の点数の多さからみても、木谷家にとっては諸藩との関わりでは、加賀藩より福井藩の方が比重が高かったと考えられる。

以上が木谷家と福井藩の関係の概要であるが、木谷藤右衛門家文書をみると、木谷家に対する調達依頼は、勝手役が実務を担当していて、御奉行は幕末の長谷部甚平などを除けば、儀礼的な挨拶状が多いことが分かる。また、商人として多田金五右衛門・藤屋欽左衛門・天井次郎右衛門などの名が確認でき、かれらが福井藩と木谷家の仲介をしていたことが判明する。また、府中本多家に対しても貸付が行われており、勝手役の藩士などへも資金融通が行われている。実務的な書状・差引書のほかに、年始・年末の挨拶や暑中・寒中の見舞、されらに伴う贈答品の送り状があり、大名家と豪商の交際の様子が窺える。年紀未詳の文書も多く、検討すべき課題も多いが、木谷藤右衛門家文書は福井藩財政を考察する上で、多くの情報を提供してくれるであろう。

## おわりに

木谷藤右衛門家文書は、これまで全体像が明らかにされていなかったこともあり、その研究はわず

かしか行われていない。加賀藩との関係も天明6年の入牢・家財闕所事件を除いては進んでおらず、諸藩との関係も清水隆久氏が富山藩について触れている以外は、最も点数が多い福井藩を含めて、その研究はほとんど行われていない。また、その商業活動についても「累世記録」に記載されている持ち船数が紹介される以外、具体的な商取引の状況についても明らかにされていない。

本稿においては木谷家と福井藩との関係について、同文書の目録を作成した際に一読した知識をもとに、同文書の紹介を兼ねて素描を試みたが、福井藩史について乏しい知識しかいないため、年代比定などについて誤りも多いと思われる。今後、木谷藤右衛門家文書の研究が進められ、そのような誤りの訂正とともに、福井藩側の史料と合わせて、その活動の全体像を明らかにする研究が期待される。

## 注

- 1) 『木谷藤右衛門家文書目録』(内灘町教育委員会、2006)
- 2) 上多扇園 『木谷家文書目録』(石川県図書館協会、1961)
- 3) この所蔵状況の概略については、『金沢市史』資料編8近世六(金沢市、1997)の史料所蔵者別解題を参照のこと。
- 4) 清水隆久 『加賀百万石の豪商木谷藤右衛門』(私家版、1969)
- 5) 同 『木谷吉次郎翁 その生涯と史的背景』(故木谷吉次郎翁顕彰会、1970)
- 6) 同 「加賀の海商、木谷家一門の系譜について」(『日本海事史の諸問題・海運編』文献出版、1995)
- 7) 同 「木谷藤右衛門家と富山藩 軽尻馬のサービス」(『石川郷土史学会々誌』2、1969)
- 8) 同 「木谷藤右衛門家の富山藩融資について」(『富山史壇』50・51合併、1971)
- 9) 同 「木谷藤右衛門家の難船史料について 安永四年の浦証文」(『石川郷土史学会々誌』5、1972)
- 10) 同 「加賀藩における天明事件と豪商木屋藤右衛門家」(『豊田武博士古稀記念日本近世の政治と社会』吉川弘文館、1980)
- 11) 角島一治 『わがまち粟崎』(私家版、1989)
- 12) 同 『河北潟・大野川 その変遷と風物』(私家版、1991)
- 13) 同 『北長家騒記の研究』(私家版、1996)
- 14) 北村魚泡洞 『石川県銀行誌』(北国出版社、1980)
- 15) 北西弘 『木谷藤右衛門家文書』(石川県内灘町、1999)
- 16) 同監修 『北前船資料展 近世諸大名と豪商たち』(内灘町歴史民俗資料館、1992)
- 17) 拙稿 「近世前・中期における木谷藤右衛門家の活動について」(『市史かなざわ』4、1998)
- 18) 同 「木谷藤右衛門家における勘太郎の家督相続について」(『石川郷土史学会々誌』37、2004)
- 19) 『金沢市史』通史編2近世(金沢市、2005)557～566頁
- 20) 『福井藩と豪商』(福井市立郷土歴史博物館、2006)
- 21) 前掲 『木谷家文書目録』
- 22) この上多氏の整理の状況については、角島一治氏から内灘町に同文書が寄贈されたのちに、2000年に寄贈されたままの状態写真帳が作成されていて復元できる(写真帳66冊は内灘町立図書館で公開されている)。また、北西弘編 『木谷藤右衛門家文書』は、この分類の順で配列されていて、その様子が窺える。
- 23) 前掲 『金沢市史』資料編8近世六(以下、『金沢市史』と略記)435～437頁
- 24) 『金沢市史』31～35頁
- 25) 中山家文書 「粟崎村藤右衛門義上方より鉄荷物粟崎へ着け金沢江遣候義二付宮腰馬持共訴訟一件」金沢市立玉川図書館マイクロフィルム
- 26) 新潟県佐渡市土屋三十郎家文書 「諸廻船入津留帳」、佐藤利夫 「佐渡商人の旅日記と加賀船」(『金沢市史』会報2)
- 27) 『金沢市史』411頁
- 28) 『兵庫県史』史料編近世4(兵庫県、1995)531頁
- 29) 前掲 「諸廻船入津留帳」
- 30) 拙稿 「寛文・宝永間、加賀藩廻米高と地船・上方船別破損高について」(『石川郷土史学会々誌』31、1998)
- 31) 高瀬保 『加賀藩海運史の研究』(雄山閣、1979)126頁

- 32) 前掲『木谷藤右衛門家文書』266・267頁、『金沢市史』411・412頁
- 33) 『金沢市史』417頁
- 34) 大阪府堺市畠清次氏所蔵「諸国客船往来扣帳」
- 35) 『金沢市史』423～425頁
- 36) 前掲『木谷藤右衛門家文書』269・270頁、『金沢市史』420・421頁
- 37) 『金沢市史』419頁
- 38) 『金沢市史』433頁
- 39) 拙稿「天明の御改法について」(『石川郷土史学会々誌』30、1997)
- 40) 『金沢市史』442～446頁
- 41) 『金沢市史』449頁
- 42) 『金沢市史』457頁
- 43) 『金沢市史』394・395頁
- 44) 『金沢市史』400・401頁
- 45) 金沢市立玉川図書館加越能文庫「郡方旧記」
- 46) 前掲「木谷藤右衛門家における勘太郎の家督相続について」および『木谷藤右衛門家文書目録』に所収。
- 47) 『金沢市史』426・427頁
- 48) 『金沢市史』472頁
- 49) 『木谷藤右衛門家文書』685頁、『金沢市史』473頁
- 50) 『金沢市史』402頁、474頁
- 51) 『加賀藩史料』13編683頁
- 52) 『木谷藤右衛門家文書』739・791頁
- 53) 『金沢市史』678～681頁
- 54) 若林喜三郎編『年々留 錢屋五兵衛日記』(法政大学出版局、1984)207・208頁
- 55) 『金沢市史』497～500頁
- 56) 『木谷藤右衛門家文書』792頁
- 57) 富山県立図書館伊東文書「伊東御用留」
- 58) 『金沢市史』501頁
- 59) 『金沢市史』477・478、662・663、666・667頁
- 60) 『金沢市史』500・501頁
- 61) 「野尻家記録」(美濃屋文書(福井県文書館所蔵複製資料)、『福井市史』では「野尻氏家譜別録」とする)
- 62) 『福井市史』資料編8近世六(福井市、2004)912頁
- 63) 前掲『福井市史』資料編8近世六914頁
- 64) 福井県立図書館寄託松平文庫(以下、松平文庫と略記)「諸役人并町在御扶持人姓名」11、『金沢市史』426頁。福井藩からの知行高については、天保11年の9代の代替えに際し「諸役人并町在御扶持人姓名」では300石とされているが(『市史』426頁)、木谷藤右衛門家文書では350石(目録番号244、『木谷藤右衛門家文書』766頁)とあるから、遅くとも8代藤右衛門の時に50石の加増があったと考えなければならない。その後、嘉永6年の10代の代替えに際しては知行高350石と10人扶持が安堵されているから(目録番号373、『木谷藤右衛門家文書』687頁)、9代藤右衛門の時に10人扶持が加えられたことになる。明治3年間10月の拝領米高の書上によれば、木谷藤十郎(10代藤右衛門)は知行高合計350石と10人扶持相当の米を受け取っている(目録番号549、『木谷藤右衛門家文書』240頁)。
- 65) 松平文庫「領地会計紙幣等ノ部」70
- 66) 木谷藤右衛門家文書目録番号四福井藩調達関係(以下、目録番号と略記)3、前掲『木谷藤右衛門家文書』276頁
- 67) 目録番号15、前掲『北前船資料展』19頁
- 68) 目録番号16、『木谷藤右衛門家文書』277・278頁
- 69) 目録番号17、『木谷藤右衛門家文書』278頁
- 70) 松平文庫「会計之部」のうち「江戸御国大坂当時御取扱在之御借金」、『市史』471・472頁
- 71) 松平文庫「御借財御返済方心積大概」のうち「御借財元寄帳」。この古米800俵の分については「寛政年中迄調達金三万八千弍両之方」とも記載されている(目録番号607、前掲『木谷藤右衛門家文書』459・460頁)。

- 72) 目録番号115
- 73) 目録番号117
- 74) 目録番号145、『木谷藤右衛門家文書』554頁
- 75) 目録番号151
- 76) 松平文庫「会計之部」のうち「天保四巳年壱ヶ年御本払指引凡積」、『金沢市史』477頁
- 77) 目録番号237、『木谷藤右衛門家文書』619・620頁
- 78) 目録番号241、『木谷藤右衛門家文書』558・559頁
- 79) 『金沢市史』477頁
- 80) 『福井県史』通史編 4 近世二（福井県、1996）84・85頁
- 81) 目録番号305、『木谷藤右衛門家文書』198・199頁。福井藩では文政7（申）年12月に借財を200年賦としたことが知られているが（『福井市史』資料編 5 近世三、365～369頁）、申9月付のこの文書を嘉永元年とした理由は、文中に貞幹が病中とあり、隠居孫六が貞幹を名乗るのは天保15年5月以降のこと（『市史』427頁）また、宛先である野坂清兵衛は嘉永元年8月28日に粟崎に出張し交渉に当たっていること（目録番号300など）による。
- 82) 目録番号335
- 83) 目録番号387、『木谷藤右衛門家文書』482・483頁
- 84) 目録番号397
- 85) 目録番号411、『木谷藤右衛門家文書』547頁
- 86) 目録番号427
- 87) 目録番号433、『木谷藤右衛門家文書』176頁
- 88) 目録番号445
- 89) 目録番号461
- 90) 目録番号482
- 91) 目録番号483、『木谷藤右衛門家文書』761頁
- 92) 『金沢市史』406頁
- 93) 目録番号495
- 94) 目録番号497
- 95) 目録番号499
- 96) 目録番号512
- 97) 目録番号502
- 98) 目録番号四福井藩関係・勝手役412。『木谷藤右衛門家文書目録』では、年未詳として勝手役の項に分類されているが、前掲『福井藩と豪商』では文久2年と年代比定がなされている。
- 99) 目録番号513
- 100) 目録番号518
- 101) 松平文庫「会計之部」のうち「司計局要書」、『金沢市史』503・504頁
- 102) 『金沢市史』407頁